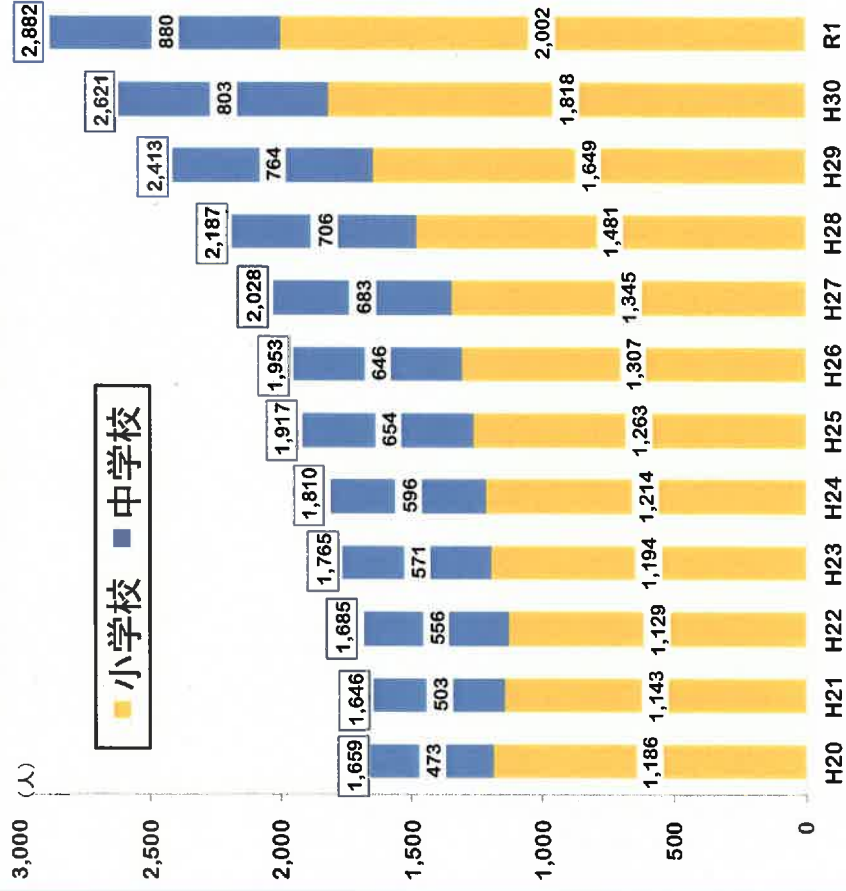


- 1 外国人児童生徒の教育について (1P~7P)
- 2 県立特別支援学校の現状と課題について (8P~15P)
- 3 いじめ防止対策について (16P~18P)

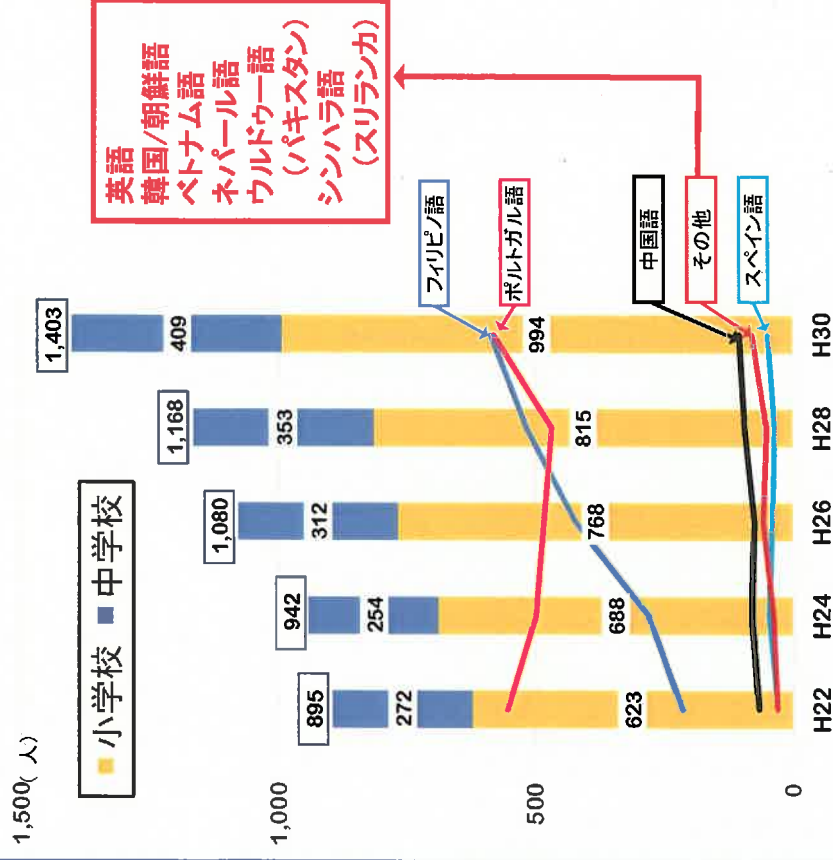
1 外国人児童生徒数等について

◆外国人児童生徒数・日本語指導が必要な外国人児童生徒数の変化

小・中学校「外国人児童生徒数」(学校基本調査より)



小・中学校「要日本語指導者数」(文科省「受入状況等調査」より)



■ 外国人児童生徒の増加に伴い、要日本語指導児童生徒も急増
 ■ 東南アジアからの入国など、児童生徒の母語が多言語化

2 外国人児童生徒数等の変化について

◆ 市町村別外国人児童生徒数の変化(H20→H30) (学校基本調査より)

市町村	H20	H30	増減	市町村	H20	H30	増減
岐阜市	178	315	137	関市	55	84	29
羽島市	20	21	1	美濃市	3	5	2
各務原市	141	148	7	郡上市	8	9	4
山県市	4	2	▲2	美濃加茂市	242	421	179
瑞穂市	37	138	101	可児市	371	617	246
本巣市	6	9	3	坂祝町	19	36	17
岐南町	5	6	1	富加町	0	12	12
笠松町	1	3	2	川辺町	14	8	▲4
北方町	12	19	7	七宗町	0	0	0
大垣市	270	294	24	八百津町	3	7	4
海津市	3	20	17	白川町	0	0	0
養老町	9	17	8	東白川村	0	0	0
垂井町	55	42	▲13	御嵩町	1	22	21
関ヶ原町	4	3	▲1	多治見市	20	57	37
神戸町	13	13	0	土岐市	42	126	84
輪之内町	0	0	4	瑞浪市	48	49	1
安八町	4	10	6	惠那市	32	28	▲4
揖斐川町	1	2	1	中津川市	16	20	4
大野町	3	23	20	高山市	10	8	▲2
池田町	2	10	8	飛騨市	0	2	2
				下呂市	7	5	▲2
				白川村	0	0	0

<集住化の状況>

○ 従来の集住市 (100人以上) で増加

- 可児市、美濃加茂市、岐阜市、大垣市、各務原市
- ・ 従前の在籍校における増加
- ・ 新たな在籍校の出現 (集住市における散在化)

☞ H26→H30：小学校9校、中学校13校

○ 新たな集住市の出現

瑞穂市、土岐市

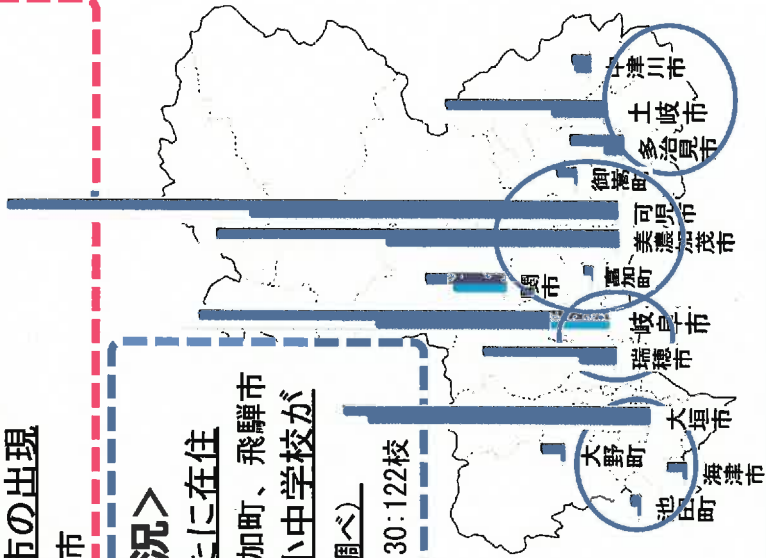
<散在化の状況>

○ 3市町で新たに在住

輪之内町、富加町、飛騨市

○ 4人以下の小中学校が増加 (県教委調べ)

H26:112校⇒H30:122校



■ 外国人児童生徒の集住化と散在化が同時に進行

3 外国人児童生徒の就学について

◆ 就学手続きの流れ

入国 ① 住民登録(市町村住民課)

② 就学案内・手続き(市町村教委)

③ 入学手続き(指定学校)

◆ 外国人児童生徒の就学状況

文科省「外国人の子供の就学状況等調査」(R元5.1 現在)より

住民基本台帳上の学齢期相当の人数	3,454人	割合
就学	2,909人	91.8%
不就学	262人	8.2%
小・中学校に在籍	44人	
外国人学校に在籍	0人	
転居・出国済み	225人	
案内・連絡せず(確認できず)	17人	
案内・連絡した → 確認できず		
就学希望なし		

■ 不就学者「0」の市町村の場合

- 住民課・教委受付に通訳員を配置(ホ語、タ語)
- 3か国語の就学ガイドブック、就学相談を開設
- 住民登録と同時に「就学届」の提出を依頼
 - ☞ 就学に迷いがある場合など、**市と市教委が連携し、繰り返し家庭訪問や電話連絡を実施し、保護者の意思を粘り強く確認**

取組みに課題のある市町村(11)の状況

○ 案内文書送付	11市町村
○ 家庭訪問(半年1回、年2回程度)	3市町村
○ 電話連絡(1~2回程度)	2市町村
○ 出入国の確認(入国管理局)	2市町村

■ 取組みに課題のある市町村の場合

- 就学案内が編入学時のみで、ガイダンス等の就学説明も不十分
- 不就学の家庭への家庭訪問や電話連絡も実施してはいるものの**継続されてはいない**

■ 市町村ごとに就学への案内や説明などの水準に差異がある

☞ **就学に向け効果をあげている市町村の重層的な取組みを広く普及**

・「外国人児童生徒連絡協議会」の活用

4 小・中学校における支援・指導について①

◆ 小・中学校における支援・指導の状況

「日本語指導が必要な児童生徒」の指導

- ① 日本語で日常会話が十分にできない。
- ② 学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障がある。

「取り出し」による指導

別室で日本語指導

- ☞ 生活に必要な言語や簡単な学習用語の指導

特別の教育課程
(年間10JY~280JY)

「入り込み」による指導

授業中の学習支援

- ☞ 教科等の学習内容や難解な学習用語を分かりやすく補説

通常の教育課程

授業中での配慮

授業中での配慮

- ☞ 状況に応じ、やさしい日本語の指導や補助教材の提示など

日本語指導ができる教員

学級担任 又は 教科担任

外国人児童生徒適応指導員(県で配置)

■「日本語指導加配教員」(常勤・非常勤)

<国基準> 要日本語指導児童生徒18人に教員1人を目安に
加配(原則、週24コマ以上の取り出し指導)

<岐阜県> 常勤は10人程度、非常勤は5人程度を対象に配置

■「外国人児童生徒適応指導員」

母語と日本語の両方が使える人材を教育事務所に配置し、
要望のあった学校を巡回して、教科等の学習内容や学習用語
等を母語で説明。翻訳や保護者との通訳支援も担う。

※【R元年度】小・中学校13人(ポルトガル語8人、タガログ語5人)

5 小・中学校における支援・指導について②

◆ 小・中学校における支援・指導の状況

<県教育委員会調べ (R元.5.1 現在) >

要日本語指導 児童生徒数	小学校数						中学校数						母語支援なし					
	岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨	岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨	校数	%				
															計	母語支援なし		
1人	13	8	2		5	3	31	10	32.3	9	6	1	2	6	2	26	13	50.0
2人	7	4	1		5		17	7	41.2	3	3		2	4		12	4	33.3
3人	2	1	2	2	5		12	1	8.3	4				2		6	2	33.3
4人	4	4		2			10			4	1			1		6		
5~9人	9	4	1	4	2		20	3	15.0	3	2	1	1	1		7	2	28.6
10~19人	5	4	3	2	4		18			2	4	1	2	1		10		
20~49人	3	4		5			12						1			1		
50~99人				1			1						1			1		
100人以上				2			2											
計	43	29	9	18	21	3	123	21		25	14	4	9	15	2	69	21	
県適応指導員配置数	4	2	(2)	4	3	-	13			4	2	(2)	4	3	-	13		

日本語指導
加配教員の配置

非常勤

常勤加配

県適応指導員、市町村母語支援員の
いずれも配置されていない学校

母語支援なし

(美濃地区は、岐阜地区の2人が兼務) ※各地区の適応指導員 (計13人) が小・中学校を一体的に支援

■ 特に、要日本語指導児童生徒数の少ない学校における母語支援体制に
課題(「母語支援のない」学校は、要日本語指導児童生徒数の少ない学校に集中)

6 小・中学校における支援・指導について③

◆ 市町村の困り感、課題認識（市町村教委への聞き取り）

- 県費適応指導員は、スキルが高く、難解な通訳や翻訳ができ、先生や保護者からの信頼も厚い。
- 町費で支援員を配置できず、県費適応指導員の支援は助かっている。派遣を増やしてほしい。
- 日本語が話せない保護者との意思疎通に苦慮。適応指導員に文書翻訳だけでも助けてもらいたい。
- 集住市に隣接しており、今後も増加が見込まれる。複雑な家庭環境の子どもへの対応などもあり、関係機関との連携、家庭訪問など、様々な場面で県費適応指導員を派遣してもらえたらいい。

対応の方向性

■ 着実な初期指導や日本語指導に向け、教育事務所指導主事が適応指導員とともに、柔軟に学校を巡回支援

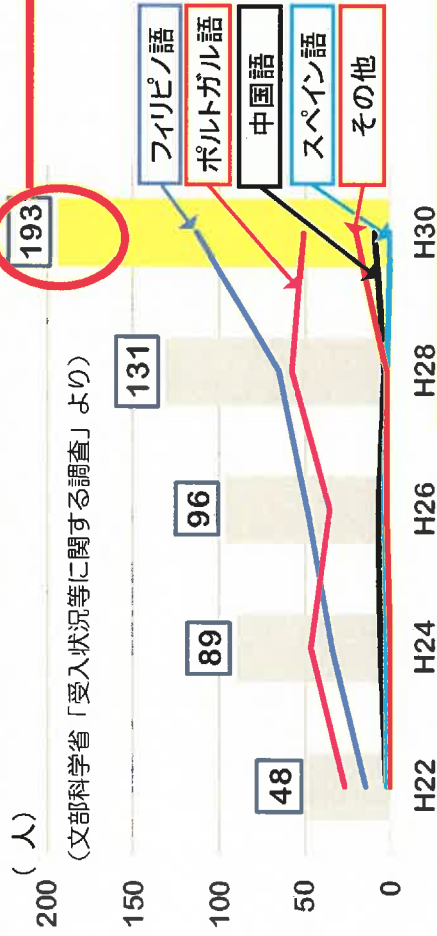
※ 県作成の指導カリキュラムや教材により学校を支援

■ 適応指導員（母語支援）を増員し、散在市町村や少人数在籍校への支援を充実 ※ 地方交付税措置あり

■ 今後、散在化により、どの教員にも一定の日本語指導スキルが必要なため、経年研修での日本語指導研修を必須化

7 県立学校（高校・特別支援）における支援・指導について

◆ 要日本語指導生徒数の状況（公立高校・特支）



○ 要日本語指導生徒等の在籍校状況
 <公立高校（全66校）> 12校 151人
 <公立特別支援（全23校）> 7校 42人

**東濃、加茂(定)、可茂特支
に集中(約90%)**

東濃55人、加茂(定)88人、可茂特支30人
(H30年度 文部科学省「受入状況等に関する調査」より)

◆ 県立学校における要日本語指導生徒への主な支援・指導の状況

○ 外国人児童生徒適応指導員の配置

要日本語指導児童生徒の在籍する県立学校には、本年度は12人の適応指導員を配置、うち8人を要日本語指導生徒数の特^に多く、東濃、加茂(定時制)、可茂特支に配置

他校との兼務も多く、担当校も広範囲で移動時間等に課題(本年度は12人中9人が兼務(1人あたり平均2.7校))

○ 国際クラスの設置(東濃高校)

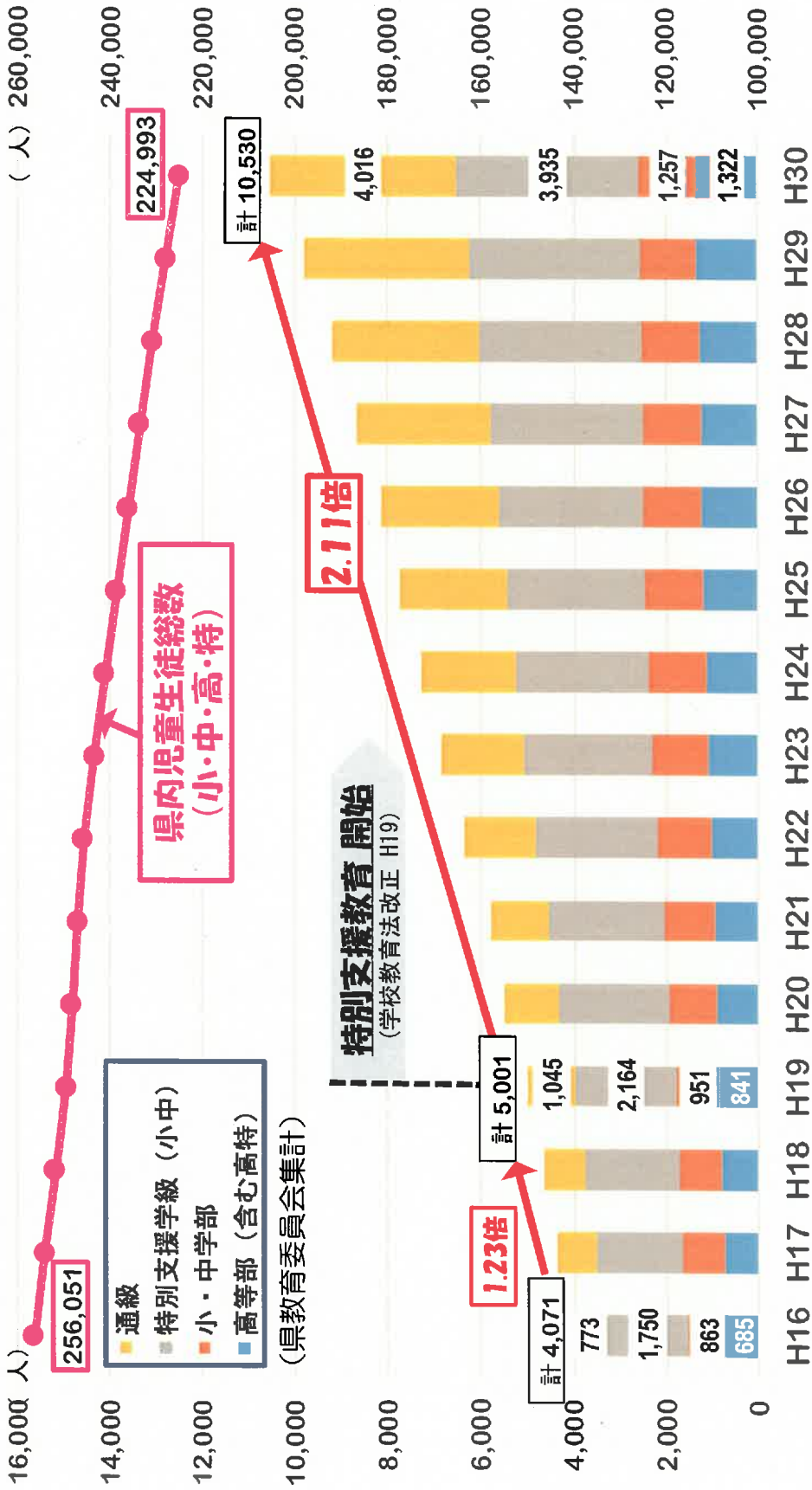
日本語を母語としない生徒を対象とした「国際クラス」を各学年1クラス設置

- ・ 学校独自の科目である「日本語」を開講し、実用的な日本語教育を展開。
- ・ 放課後に週4回の補習(教科の事前学習)を実施 等

■ 県立学校への入学状況を踏まえ、必要な適応指導員を配置・支援

8 障がいのある児童生徒数と県内の児童生徒数について

◆ 障がいのある児童生徒数（特別支援学校・特別支援学級等）と県内の児童生徒数の比較



■ 障がいのある児童生徒数（特別支援学校、特別支援学級、通級在籍者）は増加
 ⇔ 県内の児童生徒数は減少傾向

9 特別支援学校等の児童生徒数の増加について

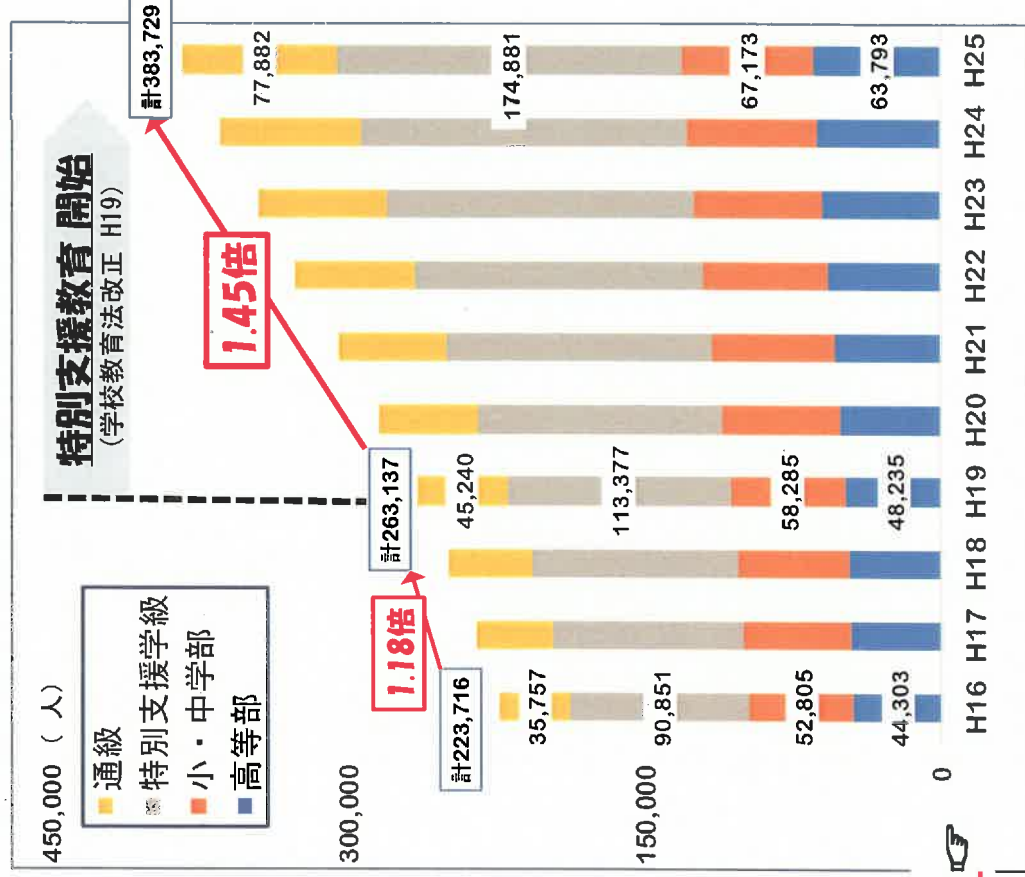
◆ 特別支援学校等の児童生徒数の増加について

- 各地域に特別支援学校を整備し、特別支援学校に通学したかった児童生徒が入学
 - ☞ H18年度 12校 ⇒ 現在 20校
- 特別支援教育の本格的スタート
 - ☞ 学校教育法改正 (H19)
- 共生社会の実現に向けた社会の変化が進んだ

一人一人の特別な教育ニーズにきめ細かに対応する特別支援教育への理解が進むとともに、身近な地域で、個に応じた教育を受けられる環境が整ったことから、特別支援学校等への就学が進んだ。

全国も同様の傾向

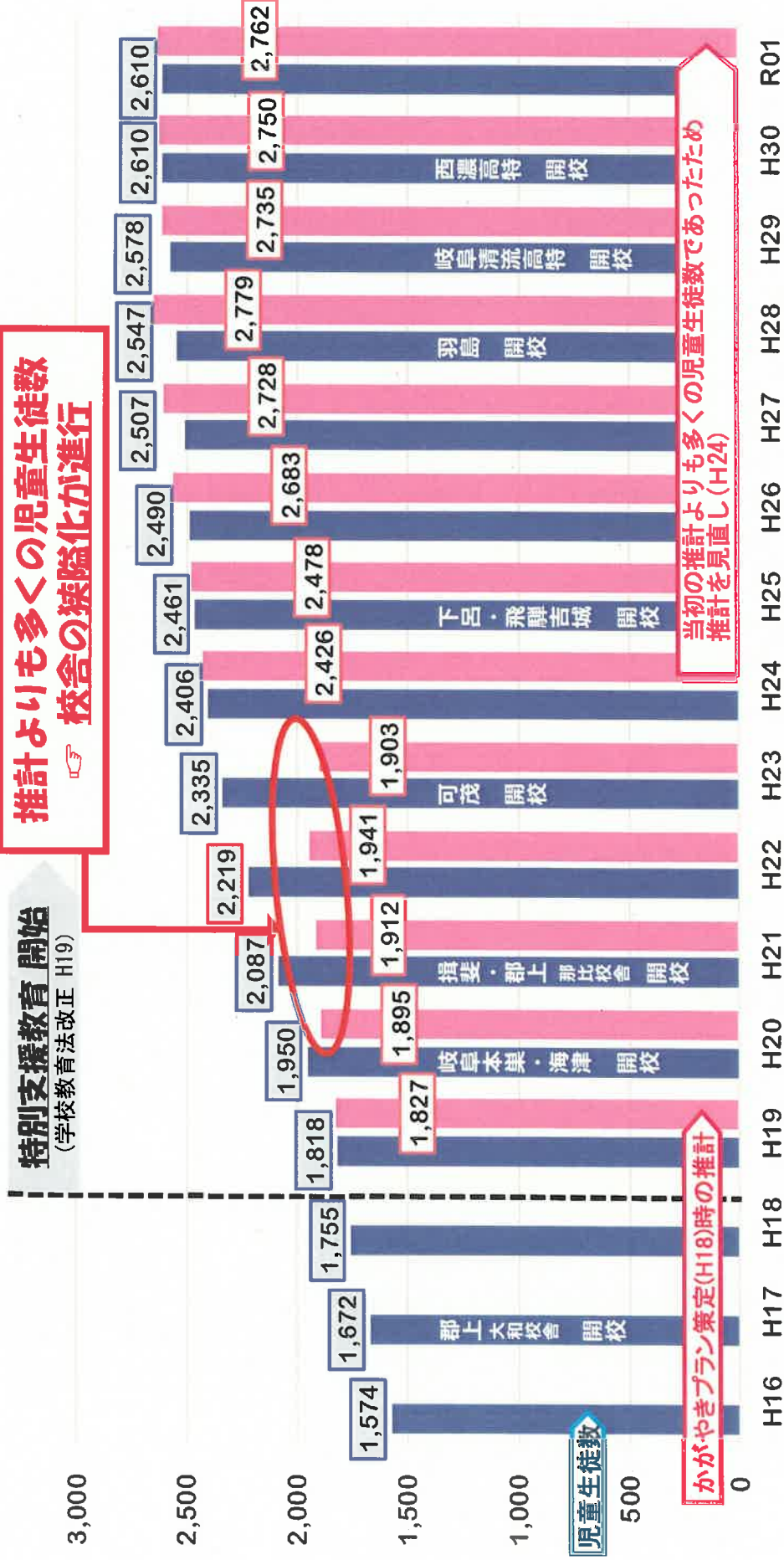
(参考) 全国の障がいのある児童生徒数の推移
 ※ 文部科学省「特別支援教育の現状」より



10 県内の特別支援学校の児童生徒数等について

◆ 公立特別支援学校の児童生徒数と推計の比較

3,500 (人)



■ 特別支援学校の児童生徒数は、子どもかがやきプラン策定(H18) 時の

推計よりも増加 校舎の狭隘化が進行

11 校舎の狭隘化等への対応について

◆ 校舎の狭隘化等が課題となっている特別支援学校と対応状況

特別支援学校 (開校年度)	対応状況
可 (H23)	※ 既存施設の活用 (特別教室をホームルームや一般的な授業に活用) に限界
東 (S55)	※ プレハブ校舎 (特別教室) を整備 (H14) するもの、プレハブ校舎の劣化が進行 ※ 既存施設の活用 (特別教室をホームルームや一般的な授業に活用) に限界
郡 (H17)	※ 高等部を那比校舎に移転 (H21) (大和校舎〔小・中学部〕との2校舎体制) ☞ 効率的・効果的な学校運営の観点から、校舎の一元化が必要
岐阜本巣 (H20)	[追加整備] (H21) 普通教室2、特別教室6、高等部職員室 整備 (H30・31) 普通教室17、理科室、PC室、作業室、家庭科室等 整備
海 (H20)	[追加整備] (H22) 普通教室3、作業室2、職員室 整備
揖斐 (H21)	[追加整備] (H22) 特別教室棟、普通教室4、音楽室、作業室、多目的室等 整備

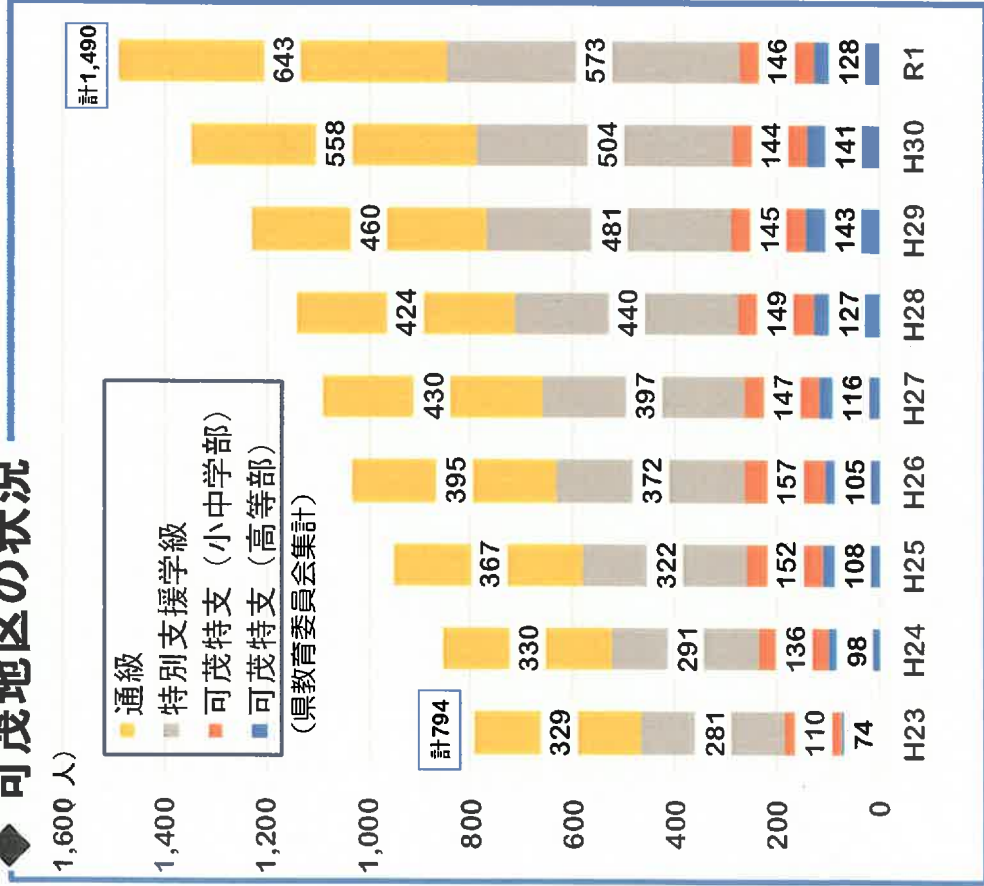
■ 校舎の狭隘化等が課題となっている特別支援学校における対応が必要

☞ 可茂特支 及び 東濃特支 ⇒ 狭隘化等の解消

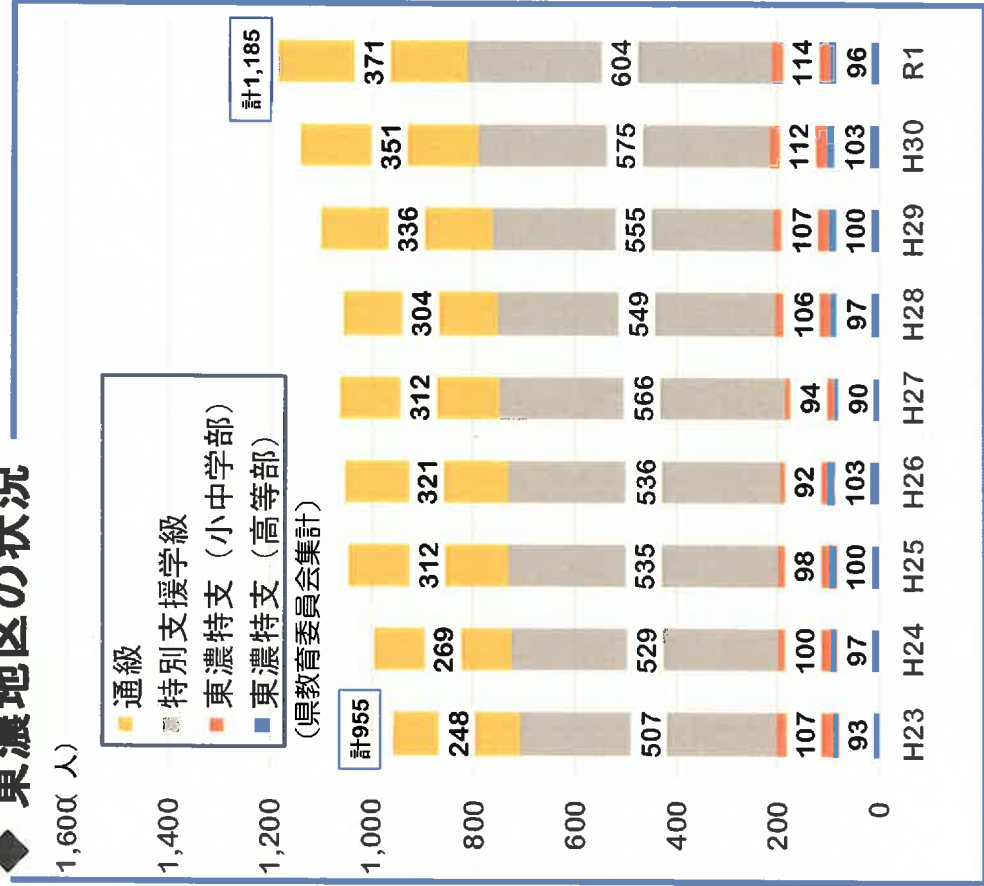
☞ 郡上特支 ⇒ 2校舎体制の解消 (校舎一元化)

12 障がいのある児童生徒数の状況 (可茂・東濃) について

◆ 可茂地区の状況



◆ 東濃地区の状況



■ 可茂地区・東濃地区とも、障がいのある児童生徒数は増加傾向

可茂特支・東濃特支 ⇒ 狭隘化解消のための校舎整備が課題

13 可茂特別支援学校について

◆ 校舎の狭隘化による主な影響

○ 既存施設の活用

☞ 特別教室（音楽室、家庭科室など）を

ホームルームや一般的な授業で使用する
普通教室として活用するものの限界

○ 児童生徒数の増加に伴い、教職員数も増加し、 職員室が狭隘化

☞ 開校時（H23）教職員数 94名
本年度（R元）教職員数 145名

※ 常勤教職員のみ（事務職員を除く）

可茂特支児童生徒数（R元）274人（小92・中54・高128）
羽島特支児童生徒数（R元）166人（小62・中32・高72）

生徒一人当たりの教室面積

【可茂特】 10.5㎡
【羽島特】 15.3㎡

教員一人当たりの職員室面積

【可茂特】 2.1㎡
【羽島特】 3.5㎡

対応の方向性

○ 学校敷地内に校舎を整備

（1）教室や職員室を拡充するなど、教育環境を整備

（2）高等部生徒の就労支援機能を充実

（喫茶サービスや食品加工、ビルクリーニング等の学習スペースを整備）

14 東濃特別支援学校について

◆ 校舎の狭隘化による主な影響

- 既存施設の活用
 - ☞ 特別教室をホームルームや一般的な授業で使用する普通教室として活用するものの限界
- プレハブ校舎を増築 (H14)
 - ☞ 一部の特別教室 (手工芸室、音楽室等) として利用 → 劣化が進行

生徒一人当たりの教室面積

【東濃特】 13.6㎡ 【羽島特】 15.2㎡

※プレハブ校舎を除いた場合は12.0㎡

教員一人当たりの職員室面積

【東濃特】 2.5㎡ 【羽島特】 3.5㎡



対応の方向性

- プレハブ校舎解体 (新たな教育環境整備)

現在のプレハブ校舎内にある特別教室をはじめ、教育環境を整備

 - ☞ 隣接する東濃フロンティア高校との連携 (高校の施設・設備を可能な限り有効活用) を視野に整備を検討



東濃フロンティア高校

東濃特別支援学校

出典: 国土地理院ウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp>)

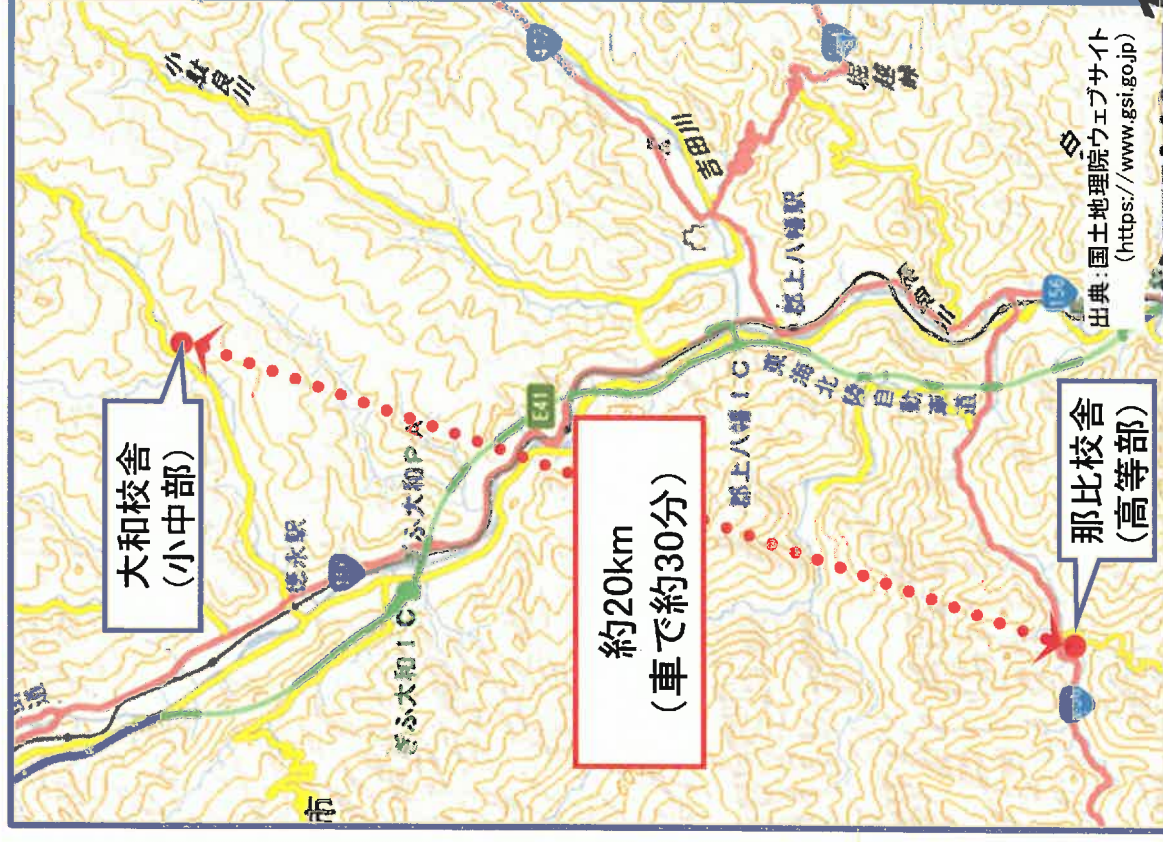
15 郡上特別支援学校について

◆ 2校舎体制による主な影響等

- 大和校舎の狭隘化により、高等部を那比校舎に移転（H21）
 - ☞ 大和校舎と那比校舎間は、約20km・車で約30分の距離
 - ☞ 学校運営上の課題あり
 - ・他校では合同実施の学校行事（体育祭や学祭、入学式や卒業式等）を校舎別を実施するため、児童生徒間の交流が他校と比べ希薄
 - ・職員会議や交流授業の際、職員の校舎間移動は避けられない
 - ・施設・設備（体育館、保健室、スクールバス等）が重複して必要 等

対応の方向性

- 2校舎の一元化（統合）
郡上市と連携して、適地を検討し、
新校舎整備



16 いじめ防止対策について <現状・課題>

○ いじめ防止対策推進法（H25. 9 施行）

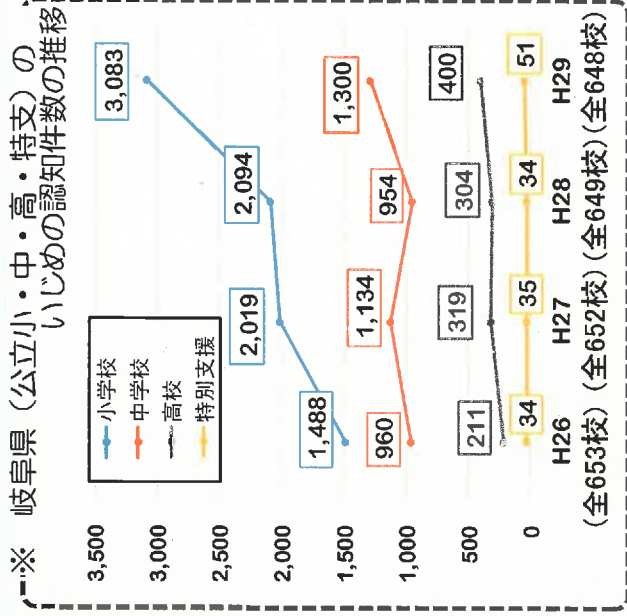
- ・ いじめの防止、早期発見、対処のための対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、学校設置者、学校及び学校の教職員の責務を明確化。
- ・ 学校における「いじめ防止基本方針」策定を義務付け。

☞ 各学校において、いじめ情報の認知、報告、組織的対応等の方法がルール化

※ 本年7月 岐阜市において中学生の転落死事案が発生

⇒ 岐阜市において第三者による「いじめ問題対策委員会」を設置。今後、調査結果や再発防止策が報告される見込み。

■ 法に則って、各学校で「いじめ防止基本方針」が定められ、これによりいじめへの対応が適切に行われるものであるが、全ての学校、全ての教員が着実に実行できるかどうか **ルールの再確認・再点検が必要**



17 いじめ防止対策について <対応>

◆「いじめ防止対策推進法」に基づく対応の徹底

県教委各学校

県内の全ての小学校・中学校・高校・特別支援学校に対し、法律や県の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教職員が対応すべき事項について周知徹底

◆いじめ防止対策の周知徹底・再点検（1）（7月）

※県立学校校長会や各教育事務所長の個別訪問（市町村教委）などを通じ全教員へ徹底。

✓ 特に重視して伝えた事項

- いじめに係る情報を認知した場合は、全て速やかに管理職に報告・共有すること
- 学校全体で組織的な対応（いじめの有無の判断、対応方針の決定等）をとること
- 対応にあたっては教職員一人一人が危機意識をもって行動することが不可欠であること

◆いじめ防止対策の周知徹底・再点検（2）（8月 実施中）

※各学校において、QA方式のチェックシートや事例集等を活用し、各教員や学校として、いじめ防止対策への理解について点検を実施。

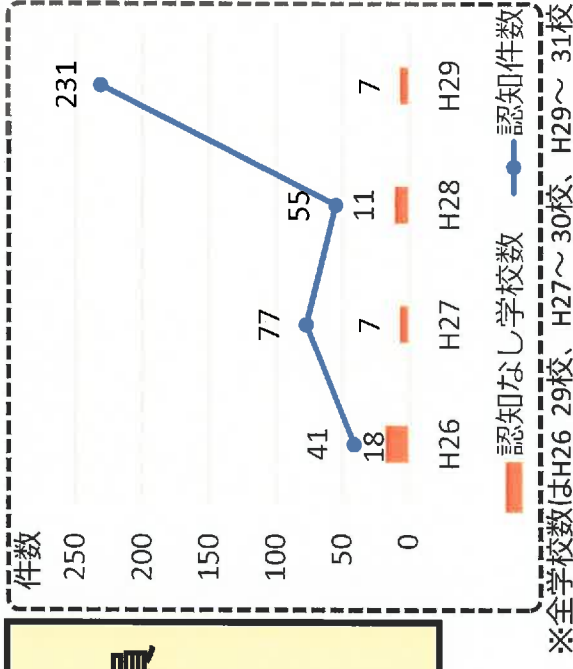
- 今回の事例に学んで、学校におけるいじめ防止に関する体制を
確認しながら、各学校・各教員への確実な意識定着を進める

18 私立学におけるいじめ防止対策について <現状・課題と対応>

【現状】

- 私立学校の場合は、学校単位での対応となるため、いじめの認知件数が増加傾向にある中、学校や教員の対応力に差が出ることが想定される。
 - ・ いじめの認知件数は増加している。
 - ・ いじめの認知は学校によって偏りがある。

※ 私立学校におけるいじめの認知件数と認知していない学校数の推移



【課題と対応】

- 各学校の実情に応じた実効性のあるいじめ防止・対応への支援
 - ・ いじめ・不登校等にあたる教員の「対応力」の向上
 - 私立学校教員を対象とした「いじめ防止・対応研修」の開催
 - ・ いじめを早期に解決するため、学校に専門家を派遣
 - いじめが発生した際、学校等からの要請により、臨床心理士、弁護士等の専門家を紹介